新	旧
令和２年度補正予算　小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型＞交付規程 令和２年６月４日 規程令２第１０号 改正　規程令２第２２号 改正　規程令２第２６号 改正　規程令２第４１号 改正　規程令３第１７号 改正　規程令３第１９号 第１条～第４条　（略） （補助事業の実施期間） 第５条　事業実施期間は、中小機構理事長（以下「理事長」という。）が第９条第３項の規定に基づく交付決定を行った日（前条第２項ただし書きに基づく経費を補助対象経費とする場合は、当該経費の発生日）から、補助事業者が様式第１による「小規模事業者持続化補助金交付申請書」に記載した事業完了予定日までとする。ただし、補助事業者が第１６条の規定に基づき理事長から指示を受けた場合は、指示を受けた事業実施期限日（同条ただし書きに基づき事業実施期限を延長する場合は、当該延長後の事業実施期限日）まで事業実施期間とすることができる。 第６条～第１５条　（略） （事故の報告） 第１６条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第６による「小規模事業者持続化補助金に係る補助事業の事故報告書」を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、前段の規定にかかわらず、補助事業者より交付決定手続きの時期により事業実施期限が短縮され、補助事業の実施が困難な状況である旨の申し出がなされた場合であって、当該事業実施期限の延長が必要であると認められるときは、当該様式の提出によらず、受付締切回ごとに設定されている事業実施期限を延長することができる。 第１７条～第３２条　（略） 附　則（規程令３第１９号） この規程は、令和３年７月２９日から施行し、令和２年１２月２１日から適用する。 別紙　（略） 様式及び別紙一覧　（略） 様式第１～様式第１４　（略）	令和２年度補正予算　小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型＞交付規程 令和２年６月４日 規程令２第１０号 改正　規程令２第２２号 改正　規程令２第２６号 改正　規程令２第４１号 改正　規程令３第１７号 第１条～第４条　（略） （補助事業の実施期間） 第５条　事業実施期間は、中小機構理事長（以下「理事長」という。）が第９条第３項の規定に基づく交付決定を行った日（前条第２項ただし書きに基づく経費を補助対象経費とする場合は、当該経費の発生日）から、補助事業者が様式第１による「小規模事業者持続化補助金交付申請書」に記載した事業完了予定日までとする。ただし、補助事業者が第１６条の規定に基づき理事長から指示を受けた場合は、指示を受けた事業実施期限まで事業実施期間とすることができる。 第６条～第１５条　（略） （事故の報告） 第１６条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第６による「小規模事業者持続化補助金に係る補助事業の事故報告書」を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。 第１７条～第３２条　（略） 別紙　（略） 様式及び別紙一覧　（略） 様式第１～様式第１４　（略）